

超人気FP!

— ABC ネットニュース —

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2014年2月7日

今月のトピックス 「サラリーマンドリームは幻想になる？」

筆者は約20年前にサラリーマン生活からスピンアウトしたわけですが、20代の頃は年収1000万円を得られれば1人前と考えていました。収入で人の価値を判断するべきではないことは重々承知していますが、サラリーマンにとって年収1000万円という響きは独特のものがある気がしてなりません。リタイア世代で親交のある人と話をすると、昔は確定申告をすることが一つの誇りだったと聞いたことがあります。というのは、現在でこそ確定申告が必要な年収は2000万円以上ですが、かつては1500万円以上だったということです。金額はさておき、1000万円以上の収入（世帯所得）を得ている人は、厚生労働省の平成24年の国民生活基礎調査によれば11.6%にすぎません。世帯所得なので個々人の年収とは言えませんが、世帯所得ですら1000万円以上の年収を得ている人は11.6%しかいないのですから、数少ない高所得者と言い換えることもできるでしょう。長年の勤労の努力が報われ何十年と頑張った末に、晴れて年収1000万円以上の勤労者になったと感慨に浸った途端、厳しい現実に向き合わざるを得ないことも容易に分かることでしょう。

というのも、税金（所得税+住民税）を計算する際には所得を確定する必要がありますが、近年の税制改正を俯瞰すると、まさに年収1000万円以上に負担増が集中する改正になっていることがわかります。かつて給与所得控除は、1000万円超は「収入金額×5%+170万円」だったものが、平成25年には収入金額が1500万円超は一律245万円、平成28年には年収1200万円超は一律230万円、平成29年からは年収1000万円超を一律220万円に引き下げる予定。これでは長年頑張った末、年収1000万円以上になったと思ったら、今度は国から税負担増という憂き目にあうということが言えます。

給与所得控除の減額だけならまだしも、子ども手当の創設、高校無償化等に伴い16歳以上19歳未満の特定扶養親族の扶養控除の上乗せ分25万円と16歳未満の年少扶養親族の扶養控除は廃止。子ども手当（現在は「児童手当」）は、導入当初より少なくなったあげく、年収960万円を境に月1万円が0.5万円に減額（扶養親族等が3人いるケース）。さらに高校無償化では、年収910万円という年収制限が導入される予定となっています。

確かに、年収1000万円以上は高所得者に入ることから、ある程度の税負担はやむを得ないと思いますが、人数が少ない高所得者のサラリーマンに負担を求めた、言い換えれば「取りやすいところから取った」辻褃合わせと思えなくもないのです。長年頑張った暁が税負担増大では、サラリーマンドリームはもはや夢幻と言った方がよいのかもしれませんが、頑張った人が報われる社会になって欲しいものです。